

【注 意 事 項】

※以下、『平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」からの抜粋
注 平成30年4月10日障発0410第1号改正現在 赤字が改正点

- (1) 施設外就労の最低定員及び上限
施設外就労1ユニットあたりの最低定員は1人以上とし、**施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。**
また、施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、**施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。**
- (2) 職員の配置
施設外就労を行うユニットについては、**当該施設外就労を行う日の1ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。**事業所については、施設外就労を行う者を除いた**前年度の平均利用者数**に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。**なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。**
なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、**本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。**
- (3) 利用定員の取扱
施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。
- (4) 報酬の適用単価について
報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。
- (5) その他
 - ① 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。
 - ア 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。
 - イ 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。
 - ウ 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。
 - ② 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
 - ア 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
 - イ 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。
 - ③ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。
 - ④ **指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者の施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか実地調査においてよく確認すること。**また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。
 - ⑤ 事業所は、施設外就労に関する実績を毎月の報酬請求に併せて提出すること。
 - ⑥ 施設外就労に随行する支援員の業務
施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。
 - ア 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
 - イ **施設外就労先**の企業における作業の実施に向けての調整
 - ウ 作業指導等、対象者が施設外**就労**を行うために必要な支援
 - エ 施設外**就労**についてのノウハウの蓄積及び提供
 - オ **施設外就労先の企業**や対象者の家族との連携
 - カ その他上記以外に必要な業務
 - ⑦ 関係機関との連携
都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。